

令和7年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度ものづくり産業技能向上・人材育成支援業務

2 業務の目的

近年の人口減少や少子化の進展により、ものづくり産業の生産現場を支える人材不足は深刻な状況となっている。このような中、企業は限られた人材で企業価値を高めるため、技能の向上や若年技能者の育成を推進し、また、持続的な成長のため、長年培われた熟練技能者の優れた技能を若い技能者へ継承していくことが必要である。しかしながら、ノウハウや時間的余裕がないといった課題があることから、熟練技能者から若年技能者への技能継承の手法を学ぶ場を設け、企業価値を高めるための技能向上及び人材育成を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月26日まで

4 業務内容

県内ものづくり産業分野の企業を対象に、技能者の技能向上や若年技能者の育成、熟練技能者から若年技能者への技能継承、技能向上のための取組事例を学ぶ機会を提供するため、ものづくり産業技能向上・人材育成支援セミナー（仮称）（以下「セミナー」という。）を開催すること。セミナーの開催に当たっては、より効果的に実施するため、開催内容や運営方法を工夫すること。また、令和6年度に実施した「宮城県ものづくり産業技能向上・人材育成支援セミナー」（以下「ものづくりセミナー」という。）に参加した企業を対象に、効果検証を行うこと。

（1）セミナーの概要

ア 内容

（ア）若年技能者への技能継承の手法や仕事上のモチベーションの高め方、定着方法を中心とした、技能向上及び人材育成をテーマとするもの。

（イ）若年技能者を対象とした仕事の教わり方をテーマとするもの。

イ 対象者

県内ものづくり産業分野に関連する企業の経営者、現場責任者、教育・研修担当者、若年技能者等

※ものづくり産業分野とは、職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定試験の職種のうち、別紙に記載の100職種に関連する分野をいう。

※上記ア（イ）をテーマとしたセミナーの対象者は若年技能者のみとする。

- ウ 開催時期
令和7年10月から同年12月までの間
- エ 開催回数
3回（上記ア（ア）を2回（仙台圏内及び県北）、（イ）を1回（仙台圏内））
- オ 開催時間
1回当たり4時間から5時間程度
- カ 参加企業数
1回当たり15社程度（1社につき1～2名程度を想定）
- キ 開催方法
（ア）原則参集型による講義及びグループワーク形式の開催とするが、必要に応じてオンラインによる開催も可とする。
（イ）上記ア（ア）の内容に技能検定を活用した技能向上に取り組む企業の好事例紹介を取り入れること。好事例紹介の対象企業は県内企業が参考としやすい取り組みを行っている企業とし、発注者と受注者が選定する（県内企業に限らない。）。
- （2）効果検証及びフォローアップの実施
- ア 対象者
令和6年度に実施したものづくりセミナーに参加した企業のうち、県が選定した企業。
- イ 実施方法
（ア）効果検証
上記アの企業に対し、ものづくりセミナー参加後のマニュアル整備状況や研修実施状況等についてヒアリングを実施し、ものづくりセミナーの効果を検証すること。なお、ヒアリングの実施方法は問わない。
（イ）フォローアップ
上記（ア）により効果検証を行った企業のうち、フォローアップを希望する企業又は必要と思われる企業に対し、適宜助言、指導を行うこと。なお、フォローアップの実施は委託費の範囲内で行うこととし、実施方法は問わない。
- （3）委託業務の内容
- ア 講義・グループワークの内容の設定
受注者は、開催テーマ、参加対象者及び時間配分を設定し、参加企業が技能の向上や若年技能者の人材育成に積極的に取り組む契機となるようなカリキュラムとすること。
なお、カリキュラムの設定に当たっては、次の項目を考慮すること。
（ア）技能者の技能向上や人材育成に関する課題を明確にし、解決に繋がる内容とすること。
（イ）人材育成に関するマニュアルの作成の仕方や社内研修の開催方法等、社内にお

いて取り入れやすい内容とすること。

(ウ) 技能検定受検による資格取得等、技能者の技能向上に積極的に取り組める内容とすること。

(エ) 熟練技能者の技能を若年技能者へ継承するための手法など、若年技能者への教育・指導方法を学び、人材の定着や企業の成長に繋げられる内容とすること。

(オ) 若年技能者が仕事に対する基本的な姿勢を学び、コミュニケーション能力を高めることができ、また、仕事の目的を理解し、技能を継承する意味を学ぶことができる内容とすること。

イ 技能検定を活用した技能向上の好事例紹介の対象企業との調整等

受注者は、選定した技能検定を活用した技能向上に取り組む企業と、セミナー当日の進行や事例紹介の内容、紹介の手法等について事前に調整を図ること。企業がセミナー会場で直接好事例紹介を行う場合のセミナー参加に係る交通費等は受注者が委託費から支出すること。

なお、好事例紹介の内容は、次の項目を含めること。

(ア) 技能検定を受検することの意義や効果をどのように考え、社員の受検促進に向けたどのような取り組みを行っているか。

(イ) 技能検定受検料の負担や資格手当の支給等、技能検定を受検する社員の負担軽減や受検意欲に繋がるような取り組みを行っているか。

(ウ) 技能検定受検に向け、実技試験の練習時間の確保等、技能検定を受検しようとする社員への配慮を行っているか。

ウ 講師の選定

ものづくり産業や技能検定に関する知識を有し、講義内容を効果的に伝えることができ、必要に応じて的確なアドバイスができる者を選定し、依頼すること。

エ 資料の作成

講義及びグループワークに必要な資料を作成し、必要部数を印刷すること。

オ 広報

セミナー開催に関する広報用チラシを1,000部程度作成し、適切な手段により広報を行うこと。

カ 参加申込の受付等

参加申込の取りまとめ、問合せ対応、定員に達した際の周知等を行うこと。

キ 会場の手配及び設営

セミナーの開催に適した会場を手配し、必要機材の準備、当日の会場設営を行うこと。なお、会場は定員に対し十分な広さを確保し、感染症対策等、参加者の安全面に配慮すること。

ク セミナーの運営

受付、資料配布、司会進行等、当日の運営を行うこと。

ケ アンケートの実施

各回のセミナー参加者に対しアンケートを実施し、集計、分析を行うこと。なお、アンケートは発注者と協議の上作成すること。

コ 効果検証及びフォローアップの実施

(ア) 受注者は、効果検証及びフォローアップの手法を発注者と協議の上決定すること。

(イ) 受注者は、フォローアップの対象となる企業及びフォロー内容を発注者へ事前に報告すること。

サ 実施結果報告書の作成及び提出

実施結果報告書（参加者数、配布資料、写真、アンケート結果、効果検証・フォローアップ実施結果等）を各回分作成し、全セミナー終了後、発注者に紙媒体2部及び電子データを提出すること。

5 その他

- (1) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託ができない。
- (2) 受注者は、本業務において知り得た情報の取り扱いについて、法令を遵守し、万全の対策を講じること。
- (3) 本業務の成果物の所有権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が必要に応じて協議の上、決定するものとする。

(別紙)

ものづくり産業分野に該当する技能検定職種(100職種)

建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、シーケンス制御、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	プリプレス、印刷、製本

※上記に含まれない職種は本業務の対象外とする。